

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細田 哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷八潮線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市大字西方字上手三〇九 二番一地从から 同市大字西方字上手三一〇六 番一地从先まで</p>		区 間
<p>一六・〇〇〃 四二・一四</p>	<p>一六・〇〇〃 三二・三八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二九四・二八</p>		(延長 メートル)
<p>平成二十七年二月六日付 埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二号で告示した道 路区域の一部変更である。</p>		備 考